

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成29年4月10日（月）午前9時30分～午前10時45分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 3階 全員協議会室

## 3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

## 4. 議事日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積  
(別段の面積) の設定について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について  
(農地中間管理権の設定に関するもの)
- (7) 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか  
否かの判断について

## 5. 会議の概要

別紙のとおり

議 長	<p>(新年度 会長挨拶)</p> <p>次に、総会に先立ち、矢掛町の人事異動に伴い産業観光課職員の異動があったようですので、事務局から紹介をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、新任の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(池田代理、貝原係長、佐伯主事の紹介)</p> <p>それでは、今年度も引き続きよろしくをお願いします。</p> <p>(異動職員は退室)</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第1回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月17日 人農地プラン策定委員会 (役場第1会議室)</li> <li>・ 3月31日 矢掛町耕作放棄地対策協議会 (役場第1会議室)</li> </ul> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は8番 川上委員さんと、10番 奥村委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>1</u>号から議案第<u>7</u>号の<u>7</u>議案です。</p>
議 長  事 務 局  議 長	<p><b>議案第<u>1</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u>件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長  2 番 委 員	<p>事案番号<u>1</u>番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は、町外にお住まいで、宅地も農地も全て売却される意向のようです。この度、お隣の譲受人が以前より借りていた宅地の購入に伴い、隣接する2筆の農地も</p>

	<p>譲り受けられることになりました。 野菜を作られるそうです。問題は、ありません。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>2</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分はすべて、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番委員	<p>昨年の農地パトロールで、畑が露天駐車場になっている事がわかりました。今回、正式に転用手続きをしていただきました。始末書を添付していただいております。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>

議 長	<p>議案第 <u>3</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、  <u>3</u> 件議題といたします。  事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号1番は、矢掛高校、矢掛幼稚園の2つの教育施設が300m以内  にあり、上下水道管が埋設された道路に接しているため、農地区分は第3  種農地としています。</p> <p>その他の農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも  該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>この土地は、非常に1.24平米と非常に小さい土地です。塀の内側がお墓になっ  ております。隣接する土地に影響はございませんので、問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、  他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、  許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>譲受人は譲渡人の娘婿にあたる方です。居宅とカーポートを建てられます。北側は  住宅、西側は道路です。周りの農地に影響はございません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、  他にご意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
10番委員	<p>この土地の周囲の土地は、昭和60年頃に転用の申請がでております。この土地のみ漏れており、370平米が畑のまま残っていたようですので、今回申請が出されています。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>3</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>4</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>農地区分は、農用区域内農地ではありますが、例外規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」に該当しますので転用可能としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

議 長	事案番号 <u>1、2</u> 番につきましては、互いに関連がありますので一括で審議します。 。 地元委員さんの意見をお願いします。
7 番委員	借受人は昨年10月頃から、ミニトマトを栽培されています。現在は工場敷地内に、ハウスを2棟建ててミニトマトを出荷されています。規模拡大の為、今回の土地を賃貸借するという事です。面積は、約5反強です。そこに、ビニールハウスを建てて栽培されます。まだ土地を探されているようで、もう5反程増やして最終的には1町ほど借りてハウス栽培されたいそうです。ほ場整備された土地ですので、本来は稲を植えていただくのがよいのですが、野菜ですので、支障はないと思います。今後は、地元の方の反対などが無ければ、こういった規模のものが出来ていってもいい時代になったのかなと、私は考えております。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1、2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
13番委員	ミニトマトを栽培している既存のビニールハウスは、どこに建っていますか。
7 番委員	土手の下辺りです。2棟建っています。
13番委員	はい、わかりました。
8 番委員	この申請は、一時転用の申請ですか。
事 務 局	ビニールハウス自体は、転用ではありませんが、盛土をされるという事で、土を入れている工事期間中が一時転用期間という扱いになります。6月末までには、土を入れてビニールハウスを建てるという事です。
10番委員	田んぼを埋めたてるのですか。
7 番委員	30cmほど真砂土を入れて、ビニールハウスを建てます。
5 番委員	貸借期間は決まっていますか。
事 務 局	貸借期間は、中間管理機構をとおして、10年間です。機構との契約の中にも、心配されている農地をかえす時には、原状回復しますという文面もはっています。

議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u>、<u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>2</u> 件、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>5</u> 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について、事務局の説明をお願いします。</b></p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、現行の下限面積 10 アールの変更は行わないこととしてよろしいか。</p>
13 番委員	<p>10 アール以下は設定できますか。</p>
事 務 局	<p>これ以上減らす事は、できません。10 アールが最低限度です。</p>
13 番委員	<p>増やす事はできても、減らす事はできないのですね。</p>
事 務 局	<p>はい、そうです。</p>
議 長	<p>10 アールでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、矢掛町全域の下限面積 10 アールの変更は行わないことを決定いたします。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>6</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 117) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</b></p>

<p>事務局</p>	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>議案第6号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p> <p>議長 事務局からの説明がありました。意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第6号について、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p><b>議案第7号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明をお願いします。</b></p> <p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p> <p>12番委員</p> <p>議長</p>	<p>事案番号<u>1</u>番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>430平米の畑は、山の中にあり行き来も困難で、仕方がないと思います。もう1筆の畑は、周りの土地は耕作放棄地で畑としてはやり難い所ではあります。道路から見えるので、耕作していただきたいとは思いますが、申請人は他にも農地を所有されており、人手が足りないといことです。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>1</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>1</u>番につきまして、非農地と判断することを議</p>



	決いたします。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
8 番 委 員	面積が小さく、申請人は、この土地をもともと、畑とは思っておられなかったという事です。竹林の中にある土地です。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
6 番 委 員	申請人は町外にお住まいです。谷底に2筆ありますが、どこから行くのか道もありません。上から確認できるのは、柿の木があるのかなという程度です。耕作する為に下りていくのは困難な所です。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。</p>
議 長	<b>施行規則該当転用届</b> について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
7 番 委 員	既存の倉庫の横に建て増しをされるということです。問題はありません。
議 長	<b>農地改良届</b> について 地元委員さんの確認報告をお願いします。

11番委員 1番委員	<p>1番は、あぜが崩れておりまして、あぜの修繕をされます。</p> <p>2番は現在、水稻をされていますが、アスパラを作ろうかなと考えられておられ、作業用の通路、幅2m長さが約100mを造成されます。真砂土を入れる計画をしています。隣との間は10cm程のコンクリートの境がありますので、周囲に悪い影響を与えるおそれはないと思います。</p>
議 長	<p><b>利用目的の変更届</b>について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>30年程前から、畑として利用されています。問題はありません。</p>
6番委員	<p>保全管理されています。田としては利用されないということで、畑に変更されます。</p>
議 長	<p><b>農地法第18条の規定による合意解約通知</b>について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
12番委員	<p>1番は、借受人がお亡くなりになりました。貸渡人の妹さんが家と土地を管理される為、解約されます。</p>
8番委員	<p>2番は、苗代をつくる為に、1筆の田んぼを3つほどに分けて、その1つを利用されていたそうです。やめられたので還されます。残りは貸渡人が耕作されていたので、後も引き続き耕作されます。</p>
7番委員	<p>3番と4番は、別の方が耕作される為、解約です。</p>
2番委員	<p>5番は、借受人がお亡くなりになりましたので解約されます。別の方が耕作される予定です。</p>
2番委員	<p>6番は、借受人の方が体調不良の為、もう耕作をされないとのことで解約されます。次に耕作される方も決まっております。</p>
1番委員	<p>7番も、先ほどの6番の借受人の方です。こちらにも次に耕作される方が決まっております。</p>
1番委員	<p>8番と9番は、中間管理機構を通して別の方が耕作される為、解約します。</p>

7 番 委 員	1 0 番と 1 1 番は、5 条申請の為の解約です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。  <u>1 5 分間休憩</u> の後、 <u>1 1 時 0 0 分</u> から協議会を開催いたします。